

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

土木工事標準積算基準等及び設計業務等標準積算基準等の一部改正に伴う特例措置について(通知)

このことについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の基本理念及び発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格を適正に設定するため、国において土木工事標準積算基準等及び設計業務等標準積算基準等の一部が改正されたことに伴い、本市においても平成 27 年 4 月 1 日から改正後の基準を適用することとし、併せて下記のとおり特例措置を適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 工事の特例措置

(1) 措置の内容

(2)に定める工事の受注者は、会津若松市工事請負契約約款第 50 条の規定に基づき、3 月 31 日以前の土木工事標準積算基準等(以下「工事の旧積算基準」という。)による積算に基づく契約を、4 月 1 日改定の工事の土木工事標準積算基準等(以下「工事の新積算基準」という。)による積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 適用対象工事

平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、工事の旧積算基準を適用して予定価格を積算しているものであって、工事の新積算基準による積算で予定価格に変更が生じるもの。

※契約締結の際に、本特例措置の内容及び請求期限を記載した通知をお渡しします。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = \text{工事の新積算基準により積算された予定価格} \times \text{当初契約の落札率}$$

(4) 協議の請求期限

当初契約締結の日から 30 日以内

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から 30 日以内となります。

2 設計等業務委託の特例措置

(1) 措置の内容

(2)に定める業務委託の受注者は、設計等の各契約約款の規定に基づき、3月31日以前の設計業務等標準積算基準等(以下「設計等の旧積算基準」という。)による積算に基づく契約を、4月1日改定の設計業務等標準積算基準等(以下「設計等の新積算基準」という。)による積算に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

(2) 適用対象業務

平成27年4月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、設計等の旧積算基準を適用して予定価格を積算しているものであって、設計等の新積算基準による積算で予定価格に変更が生じるもの。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = \text{設計等の新積算基準により積算された予定価格} \\ \times \text{当初契約の落札率}$$

(4) 請求期限

当初契約の日から30日以内

3 その他

本特例措置に基づく変更契約後においても、会津若松市工事請負契約約款第25条第1項から第4項まで(全体スライド)、第5項(単品スライド)、第6項(インフレスライド)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することが出来ます。